

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第114条（方面公安委員会への権限委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任） 道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：別紙のとおり。
申 請 先：別紙のとおり。
問 合 せ 先： 北海道警察本部運転免許試験課免許第一係（電話011-683-5770） 申請者の住所地を管轄する各方面本部交通課免許係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-46-2007）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-51-2489）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-57-5913）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-36-7700））
備 考：

別紙

標準処理期間：北海道警察本部運転免許試験課又は各方面本部交通課への申請は2日（行政庁の休日は含まない。）、警察署（管轄が、札幌方面の場合は札幌市内警察署、函館市内警察署（上磯郡知内町及び木古内町住所地の者が函館中央警察署木古内警察庁舎に申請する場合を除く。）、旭川方面の場合は旭川市内警察署、釧路方面の場合は釧路警察署及び帯広警察署（中川郡池田町、豊頃町及び十勝郡浦幌町住所地の者が帯広警察署池田警察庁舎に申請する場合を除く。）、北見方面の場合は北見警察署を除く。）への申請は40日

申請先：申請書は、札幌方面に居住の方は北海道警察本部運転免許試験課、他方面に居住の方は住所地进行を管轄する方面本部交通課又は住所地进行を管轄する警察署（管轄が、札幌方面の場合は札幌市内警察署、函館市内警察署（上磯郡知内町及び木古内町住所地の者が函館中央警察署木古内警察庁舎に申請する場合を除く。）、旭川方面の場合は旭川市内警察署、釧路方面の場合は釧路警察署及び帯広警察署（中川郡池田町、豊頃町及び十勝郡浦幌町住所地の者が帯広警察署池田警察庁舎に申請する場合を除く。）、北見方面の場合は北見警察署を除く。）交通課（係）に提出して下さい。